

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会

1. 感染症の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

本会では感染症の予防及びまん延の防止のために、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者・家族及び職員の安全を確保するための対策を実施します。

2. 感染症対策検討委員会に関する事項

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、本会内に事業所等の管理者等で構成する「感染症対策検討委員会」（以下、「委員会」という）を設置するとともに、感染症の予防及びまん延防止を適切に実施するための担当者を、各係長と定めます。
- (2) 委員会は概ね6か月に1回以上、本会役職者会議内で定期的を開催し、必要に応じ随時開催します。
- (3) 委員会は次の事項について検討することとします。
 - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備（策定・改定）に関すること
 - ② 職員研修及び訓練の実施状況等の把握と内容検証に関すること
 - ③ 平時の対策に関すること
 - ④ 発生時の対応に関すること
 - ⑤ その他、感染症の予防及びまん延の防止のために必要な事項

3. 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修及び訓練

- (1) 事業所等の職員を対象とした研修及び訓練は、事業所等において年1回以上実施します。
- (2) 研修及び訓練の実施内容は毎回記録します。

4. 平常時の感染症に関する対応・対策

「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省老健局）」に沿って、感染症の予防及びまん延防止に努めます。

- (1) 施設内の衛生管理（環境の整備等）
 - ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。
 - ② 手洗い場、トイレ、汚物処理の整備と充実に努めます。
 - ③ 日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的に行い、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。
- (2) ケアにかかる感染対策
 - ① 職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。
 - ② 血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。
 - ③ 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。
- (3) 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止に努めます。

5. 感染発生時に関する対応・対策

- (1) 事業所等において感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡と対応を行います。その内容及び対応について、事業所等の職員に周知します。
- (2) 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政へ報告します。
- (3) 感染拡大の防止については、必要に応じて対策検討委員会で対応等を協議し、行政・保健所からの指示がある場合にはその指示に従い、事業所等の職員に周知し対応します。
- (4) 必要時、本会内や関係機関と情報共有や連携をして、まん延防止に努めます。なお、外部機関へ情報配信をする場合や本会として公表する場合は、個人情報に十分配慮します。

6. その他

- (1) 本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は対策委員会において、必要に応じて見直し、改正するものとします。
- (2) 従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧することができるよう、事業所内に備え付けることとします。また、ホームページにも公開します。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。